

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 2 月 22 日

水 曜 日

第 4170 号

目 次

告 示

- | | |
|----------------------------|---|
| ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 | 1 |
| ○特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意 | 2 |
| ○電線共同溝を整備すべき道路の指定 | 3 |

公 告

- | |
|--------------|
| ○土地改良区の役員の退任 |
|--------------|

告 示

富山県告示第80号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営小長沢地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営小長沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 2 月 24 日から

平成29年 3 月 27 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第

87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第81号

特定第 2 号漁業者に係る共済契約締結申込みの同意について

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出があつた次の共済契約の締結の申込みに係る特定第 2 号漁業者の同意については、法第 108条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 4 項の規定により公示する。

平成29年 2 月22日

富山県知事 石 井 隆 一

法第 105条第 1 項第 2 号ロの規定により定める区域及び区分		発 起 人	届出年月日
区 域	区 分		
漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の2の表の黒東区域 〔朝日町漁業協同組合及び入善漁業協同組合の地区〕	法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、朝日町宮崎の区域に住所を有する者が管轄(1)から(8)までに掲げる漁業以外の漁業	竹谷 祐春 前川 悟	平成28年12月28日

富山県告示第82号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成29年 2 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類	路線名	区間
国道	415号	高岡市太田22番14から 高岡市太田 118番3までの上下線
県道	高岡氷見線	高岡市川原町 256番地先から 高岡市川原町 125番地先までの上り線
県道	伏木港線	高岡市宝町52番地先から 高岡市広小路 100番地先までの下り線

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

立山町土地改良区の役員であった次の者が平成29年 1 月 31 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年 2 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名 氏 名 住 所
理 事 堀 信 男 中新川郡立山町浅生 161番地

